



新年明けまして おめでとうございます

理事長 松井 珍男子

新年明けましておめでとうございます。
申年の本年が皆様にとってよき年となりますようご祈念申し上げます。

本年はどんな日本の歩みになっていくのか大いに関心のあるところです。それは今年の「安保法制」の成立によって、戦後70年にわたって守り続けてきた「平和憲法」が解釈改憲され、「普通の国」と呼ばれる「戦争のできる国」へと変貌されたからであります。わが国がどんな将来に向かって歩んでいくのか、しっかりと見守り続けていきたいものです。

さて、子ども達の貧困の問題が益々大きな課題となってきています。OECD(経済協力開発機構)の31ヶ国の中でわが国の教育機関への公的支出が最下位であると指摘されています。幼児教育から大学までの全ての教育段階での私費負担の割合はわが国が30%を超えているようですが、OECDの平均では16%であり、如何に日本の教育が家庭の支出に支えられているかがわかります。そして、経済格差は益々拡大しているのです。貧困

家庭の子ども達は世代を超えて連綿と貧困につながれていて、そこからの脱出はいかに困難なことかを物語っています。もっと政府が教育への投資を大幅に引き上げてほしいと願うものです。わが財団法人のようなささやかな組織における教育への取組も大切ですが、社会の宝である子ども達を育てていくためには、やはり国として大胆な教育予算の増額編成を行なうべきでしょう。せめてOECDの程度ぐらいまでは政治の責任として真剣に取り組んでほしいと願うところです。

昨年8月に地元紙の報道で「部落差別損害賠償請求一部認定」があったことを知りました。その記事によると「2015年5月、男性と妻が息子の結婚相手の両親を訪ねたとき家の中に入れてもらえず、持参した菓子の受け取りを拒絶され『ここには差別がある』といわれた」とのこと。裁判長はこうした言動は不法行為にあたりと認定し、損害賠償金300万円の請求に10万円の支払いを命じた。この報道記事を見て、「今でもやはりこんな酷

いことがあるのか」と驚くとともに、やはり「差別観念・意識」の根深さを改めて感じさせられました。

結婚差別と言えば、1932（昭和7）年に起こった高松結婚差別事件に厳しい裁判闘争で勝利してから、80数年も経っている今日なお、結婚にまつわる差別が脈々と生き続けています。人間の意識の改革・変革がどんなに難しいことか、社会意識としての部落民に対する差別を克服することが如何に困難なことかが分かります。環境改善が一定の程度なされたことは事実であるが、人間が人間を差別するという根源的なことがいまだ解決されていません。今回の京都地裁における判決報道を見て、改めてそのことを深く考えさせられました。

昨年は同和対策審議会答申から50年を迎えました。その答申では心理的差別の現実を指摘しています。「心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字では封建的身分の賤称をあらわにして侮辱する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である」と記されています。50年前に出された答申に書かれた現実が、今日の社会でも解決されていないものとして、今回の

裁判を通じて明らかになったのであります。

また今年水平社創立94周年になりますが、水平社創立者が実現を求めた「よき日」はまだまだ先のことのように感じるのは、私一人ではないと思います。部落差別の根絶の日まで、関係者・関係機関がよりいっそうの地道な努力がなお必要なことでありましょう。

当財団法人は設立して36年め、そして公益財団法人になって4年めの歩みを始めます。初代理事長 朝田善之助が目指された「部落問題の解決に寄与する意思を有する学生などに、高等教育の就学を支援する」ことに、多くのご支援者のご協力を得ながら、当財団法人は着実な歩みを続けてきています。役員体制については若干の変更があるものの、基本的には継続くださっております。その中で理事を務められていた上田正昭 京大名誉教授はご高齢を理由にご退任され、顧問にご就任いただきました。これからも当財団法人に対するご指導をたまわります。当財団法人の大きな課題となっております「朝田善之助 記念館（仮称）」の開設については、建設地の確定・建物の基本設計など着実に進んでおります。

今後とも当財団法人への変わらぬご支援・ご協力をお願いして新年の挨拶と致します。

奨学生の集い 2014-2 学習会

奨学生の集いを2014年11月29日（土）に開催しました。ドキュメンタリー映画「SAY AMA 見えない手錠をはずすまで」を上映し、その後、財団理事の井本武美さんに「狭山差別裁判と朝田善之助」のタイトルでご講演いただきました。

狭山差別裁判と朝田善之助

井本 武美

司 会 当時を振り返っていただいて中央行動として、特に1974年9月26日の東京の日比谷公園での10万人集会まで狭山差別裁判反対運動をいかに盛り上げていったかということも含めて、いろいろ勉強させていただけたらありがたいと思います。

それと狭山差別裁判も50年になるけれども、まだ無罪判決がおりないということがあるんですね。その大きな要因は何か、それを同和問題としてどういうふう到我々は学習したらいいのか、その辺のことを教えていただきたい。

井 本 朝田委員長は、戦前の水平社時代に高松差別裁判という結婚差別事件を闘われた。この裁判を個人の間での訴訟問題じゃなくて、社会的な原因があつての問題として社会的に取り上げるといふ水平社時代の運動の大きな経験があつたんですね。

狭山差別裁判というのも、部落問題の流れとしてとらえると、石川一雄が無権利状態だったのは当時の部落の姿として普遍的やったということ考えてほしいんだね。私は部落解放同盟の部落解放行進隊員として中央行動に参加し、彼の面会に行ったんだがどうも思い出せない。

この狭山差別裁判が起こったときに、一番ポイントになるのは、やってないのに何でやりましたと、最初の裁判のときに自白を維持したかという問題なんだよね。

何でや？何で自白をしたか。

司 会 部落の、部落民の特性というのは義理人情に弱いということ。かつて朝田委員長は「遺稿」の中で次のように言っておられます。

「石川の家庭が部落差別の本質に制約された経済的圧迫のために極めて低い生活を余儀なくされ、そのために教育的・文化的生活においてもまた極度の圧迫を受け、学力は低く石川には一般社会ではとても考えることができないほどの社会的無知をしいられている。このように部落差別によって歴史的・社会的に圧迫された経済的生活のために、自己のおかれている社会的立場の自覚の弱さに反して封建的人間関係が強く、石川の生活感情、生活意識は他の部落の兄弟と同じように義理人情に弱く、長いものに巻かれ、強いものに従い、容易に人を信じるといふ生活態度になって現れている。警察、検察官ならびに裁判官が社会意識としての部落民に対する差別的偏見と予断

によってこの石川の社会的無知を利用したことが主体的条件である。

後に石川は、手記でつぎのように書いている。『私は、自分が逮捕され、警察に拘留されている時に、自分のために弁護人がついてくれたことがどういう意味があるのか、本当に分かっていなかったのです。どういう仕事をする人で、極端な言い方をするならば、自分にとって敵なのか味方なのかさえ分からないような状態にいたのです。—略—

たとえその目的がわたしをうまくだますための警察の手段であったとは申せ、私にとっては地獄で仏の顔を見たようになつかしいものとして映ったのでした。責めるだけ責められ、誰一人として優しい言葉ひとつかけてくれるわけでない中で、たった一人の関さん（警察官）が私の身を案じ、家族のことを伝えてくれたりして私を励ましてくれるのでした。しかもその人が私と一緒に野球をしていた人ですから、どうして疑ったりできましようか。』

石川は誰よりも関巡査を信頼し、関によって死刑になるかもしれないという条件の下で、三人共犯説を自白するという羽目に陥れられ、ついに第一審判決では死刑の判決が出されたにも拘らず、石川は第一審公判を傍聴し、控訴審が始まるまで差し入れなどを行っていた長谷部課長、関巡査部長の『余罪を含めて十年で出してやる』という約束を一心に信じ一審裁判で自白を維持し続けたのである。しかし、石川はわれに返り、第二審冒頭に初めて『私は善枝ちゃんを殺していない』と自白をひるがえしたのである。』

井本 うん、それで？

司会 で、人を信用する。そういう

ことから本当は弁護士を信用しなければならないのに、警察、身近にいた警察署のなじみの警察官を信じてしまった。要するにそういう社会的な無知というか、そういうのがあって…

井本 それが大きい。

一般的説明ではそれで間違いのないけれども、取調室で殺すぞとずうっと言われ続けてきたんだよ。私は、この事件が起こったときに最初の調書を見せられて研究することを命じられた。自分の部屋でずうっと資料を読んで、遺体解剖調書から、写真から全部読んで、一挙にぐっと身震いしたことがあった。結局なぜ自白を維持したかと言うたら、やはり死の恐怖に対する代替行為だった、最初は。脅されている。あまりそれは書いてはくれてへんけど。あの、たった一人で孤立した取り調べ室で次々に言われて、警察からは、「これ言うたらおまえすぐ出したる」という死の恐怖から逃れるために自白維持すれば助かるという、それを感じた。

一般的ではなくて、社会的な無知はそれはあんたの言うとおりで。人を信用してしまうとか、信用しないとかという心理状態に置かれると、自分の判断に対してやっぱり確信がもてない。普通、殺人事件というのは、認めらたらただで済むはずがない。しかも証拠がでっち上げられるというように考える意識もいる。それは自分の存在とか、あり方だとか、置かれている状態に対して、不安定な確信しかなかったんですね。ここに部落問題があると思います。

先日、アメリカで黒人を射殺した警官が起訴されないといって大暴動が起きています。ちょうど狭山事件が起こった時

期は、キング牧師の演説やら公民権運動がちょうどあった時期なんだよ。それで我々が狭山事件を部落解放運動として取り組みを始めた時分は、アメリカで黒人の自由に対する運動がものすごく盛んだった。日本では部落解放運動があり、アメリカでは黒人の公民権運動があったりした。朝田委員長はこの時期をとらえて、いろいろ狭山事件について研究してきた結果、石川が上手に誘導されてきたということがわかった。最初の裁判の弁護士は、中田弁護士で、共産党系の弁護士でしたが、解放運動同盟が取り組むまでは一生懸命にやってくれました。

司会 そのお話をもう少し聞かせてください。

井本 一生懸命やってくれたのは確かだけれど、問題は無実なのに自白をしているから、「情状酌量」で減刑をとるほうに弁護士はもっていきようとしていた。そこで部落解放同盟はその証拠調べからやり直すという方針で弁護団の活動の中に参加していった。狭山事件の前、文化厚生会館問題で、最終的に私らの弁護士についてくれたのが山上益朗先生です。山上先生というのは、本当は国文学者なんだ。大学で古文やらやっていたけれど、司法試験を受けて受からはった人で、ちょっと変わった弁護士の先生で、非常にユニークな人で一所懸命協力してくれたんです。

一審での自白した事実はあるが、石川はやってないと、二審でははっきり言うてるし、やったという証拠は一つもない。それから現場検証で石川の自宅の鴨居から万年筆が出てきたとか、井戸から何か出てきたとか言うが、万年筆はなかったという証言が最近出ている。ある



と云っているだけで本当はなかった。

そのつくり上げた証拠を検察側は大事に維持していたんですね。だからわれわれは畑の中に穴を掘って死体を埋めたら、穴を掘った土残るやろうと、どれだけの残土があるかといって、あの当時山上先生と一緒に実験をした。その結果を全部、証拠書類としてそろえて「上申書」を書いたわけです。

絶対に石川一雄がやれる事件ではない。しかし、彼は遺体が出てきたりするときに事件現場を見に行っていたんだね。そしたら警察はそこに来ている人間に目をつけて、ねらいをつけた。

その前に「吉展ちゃん事件」という身代金だけ取られて誘拐犯人を警察が取り逃がすという大事件があった。

司会 朝田委員長は「遺稿」の中で次のように言っておられます。

「この一年を振り返ると、前大会後（1970年、昭和45年3月）の第二回中央委員会は、同和対策審議会答申完全実施、同和対策事業特別措置法具体化要求と狭山差別裁判の闘いを結合させた部落解放国民大行動を展開することを決定し、行動隊も組織して、5月18日から一ヶ月にわたって全国的な闘争を展開した。」

「わが同盟は、この国民大行動に先立ち、1970年5月10日『狭山差別裁判糾弾

要綱』を公表した。この『糾弾要綱』では、狭山事件を単なる冤罪事件でなく、差別裁判と位置づけた。私は、この糾弾要綱の前書きで、この事件について次のように概括した。

いわゆる狭山事件といわれるこの『狭山差別裁判』のなかにこそ、われわれ部落の兄弟のおかれている社会的立場と、部落の兄弟がおかれている運命が、見事に浮き彫りにされています。警察、検察庁、裁判所が一体となって、そして事件を取り上げたマスコミと、この事件をめぐる人たちを含めて、部落に対する差別的な偏見と予断によって、差別裁判が作り出され、部落の青年を死刑に陥れようとしているのです。

部落なるがゆえに、集中的に攻撃を受け、見込み捜査が行われたのです。そして不当に逮捕し、連日の拷問と誘導と、でっち上げた証拠によって偽の自白を強要しています。これらにあわせてマスコミも一役買って、あたかも部落の青年であるがゆえに、犯罪を犯したかのような印象を与え、部落差別を助長し流布させた中でつくりあげられたものであります。そして一審の裁判所は、多くの不自然や疑問を解明しようとせず、差別のかけにかくれて全くずさんな審理によって死刑の判決を下しています。

これは、わが同盟が明らかにしてきた、社会意識としての差別観念が、いかに根づよいものであるかを実証しています。その差別観念を存在させているものは、石川青年のおかれている立場が明らかかなように、教育の機会均等の権利、就職の機会均等の権利を奪われ、市民的権利と自由を侵害されている、部落の現実であります。この差別を存在させておく

かぎり、石川青年の運命は、六千部落三百万人のすべての部落の兄弟の運命となることは申すまでもありません。」

井本 朝田委員長は闘争課題をこの二つとした。二つだが、実際は部落問題として統一されている。こういうとらえ方やったね。狭山の問題も、石川が逮捕された社会背景に、部落の人間ならやるだろうという偏見があった。それと絡み合わせながらこの闘争を続けていこうということだった。

この国民大行動は、解放同盟の行動隊が各地域に入り差別行政反対の闘いを組織していくという目的がありました。つまりそれは狭山差別裁判反対闘争とその一方では、市民的権利の保障を要求するものでした。それに対応するのは、統一した闘い。狭山差別裁判闘争は、部落民のおかれている社会的存在、地位に関する理解、意識、それを非常に代表しているものだから、偏見とか社会意識の差別観念というものに対して、それはどんな影響があるかということ働きかけるものでした。もう一つは権利を訴えてきた状況があるんです。

これ以前に昭和40年、1965年同和対策審議会答申が出てきたんですね、同和問題等とか書いてあるでしょう。部落問題の概念規定をしていますけれど、あそこでも二つの対立した概念が入っている。一つは部落解放同盟の言っている「市民的権利」という問題と、もう一つは、「国民的課題」とか言って一般化してしまって、観念の問題にする主観論の立場と、二つの側面を持った妥協した文書です。部落問題をきちっと説明している文章と考えたらあかんよ。

重要なことは、市民的権利が保障され

ていないということが重要なんであって、この当時近代化が進めば部落は自然に解消するという論理があった。これは主に共産党、北原泰作さんは多少その影響を受けているんだ。朝田委員長は審議会に対する意見書などいろいろな文章をたくさん書いた。

司会 国民大行動はどんな様子でした？

井本 それは鹿児島から出発したんや、この行動隊。わしはずうっと九州も回ったけれど、わしは1回の行動隊で必ず未組織部落を巡る行動隊員になった。解放同盟も何もない部落を巡る仕事をしたんです。

狭山に近い関東の未組織部落もずうっと巡ったけれど、関東の未組織部落で解放同盟というのはほとんどない。しかし、各地で部落の人が頑張っているから、中に教師も随分いるんだ、役場へ行っている人も。部落を探すときに、字の名前だけ言うたら、普通ガソリンスタンドでも行ったら、あそこですと教えてくれる。それをもう1回役場へ行ってみて聞くんです。役場へ行ってみるとそんなにすんなり教えてくれへんけれど、たまに役場へ勤めている部落の人がいたりして、これは確か群馬か栃木かと思うけれど、私が案内しますと連れて行ってくれる。何とそこへ行ったときに、関東の部落は大抵屋敷森があるね、空っ風を防ぐために、農家だったら特に、きっちとした防風林をもっている。日本海側でも同じだよ。鳥取も島根でも、新潟でもあるでしょう。ところが、関東の部落に行くと、林の中か森の中かに家が点在しているというわけ。農家じゃないから、防風林をつくるほど金も

ない。

だから、そこを案内してくれた人が、記憶で言うてるのやけれど、ここが部落ですと言ってくれる。それで、これ、この間まで住んでいた家ですと、掘っ建て小屋みたいな。これは最近建てたところですよ。しかも非常な警戒心をもつというのが、あの時代の関東の部落でした。特に教師は身分を明らかにしないわな。藤村の「破戒」の世界といまだに共通していると思うんだ。これほどみんな何も考えないかもしれんけれど、社会意識の影響力って強い。

狭山事件をなぜでっち上げるかということ、これにしておけば反対がおこらないし、いけると思ったんだ。ところが狭山の事件は、たくさんあるうちの一つの事例と見ているわけ、同盟は。今まででっち上げはもっとあったはずだと、そういう構図から見ていると、錦林でもあったね。昔、聞いたことある？

司会 あります、あります。

井本 でっち上げ事件、これと同じこと。

司会 警察官が殺された事件があって、それで集中的に錦林の部落に捜査が入った。その当時、すでに運動があったと思うんです。それで反対闘争があったということはおふくろから聞いている。

井本 それから大阪の八尾の西郡でもあった。ちょうど今アメリカの黒人がやられていることと同じことが起こっている。社会意識というものが非常に重要である。だから、行動隊が各部落に入り、どんどん行くところ行くところ集会をやって、地域から中央へと燎原の火のように闘争を発展させていった。

だから結局そのときに、東京に10万人

集まったんだ、10万人集会というので、狭山差別裁判反対、同和对策事業特別措置法即時具体化を要求した。

狭山差別裁判に反対したのは、解放運動の主要な闘争であるし、今でも続いているけれど、どうしても朝田委員長に関わって言うておかないといけないのは、上申書を全部書かなきゃいけなかったんで、700ページに及ぶ上申書（「狭山差別裁判第5集」）をだした。

司会 僕も書きました。

井本 一審は死刑だと。一審の死刑判決があって、先ほど言ったように自白を維持したんやな。二審からそれではあかんというので、自白を拒否してひっくり返した。このいろんな証拠を持って行って社会運動としてこの狭山の闘争をやったんです。それで寺尾裁判官が死刑を無期懲役の判決にかえたんだよね。それは朝田委員長も言っているようにわれわれは死刑判決を無期懲役にかえたのは、段階的勝利だという評価をしましたよ。

朝田委員長はこの狭山差別裁判というのを二つの闘争としてとらえてそれを指導されたんです。朝田委員長は細かい理論問題はみんな勉強している。

朝田委員長から河上肇の『貧乏物語』という本をもらった。朝田委員長は京大の教授と接触をもって、そのときの最先端の学問の研究、勉強をしていた。河上肇というのは日本で最初のマルクス・レーニン主義者だと私は思ってますけれど、そういう理論的な勉強をした。

戦争中は体制的なことしかできないから、戦後すぐ昭和21年から運動の再建をやった。いろいろやる中で、昭和20年代ぐらいまでは、水平社の委員会活動論が

一番最高の理論、部落問題に関する理論であって、それを中心にやっていたけれど、「オールロマンス差別糾弾闘争」以後は、差別の実態と人間の意識との関係に着手したのね。だから差別観念は実態の反映というテーゼがある。

京都市職員として、長年部落の劣悪な実態を見てきた杉山清二が雑誌「オールロマンス」に『特殊部落』という小説を書いたわけだ。この闘争の段階ではそれをさらに発展させたことをみんな意識しておいてもらいたい。ちょうど国際共産主義運動が盛んになって、マルクス・レーニン主義の理論闘争が国際的な発展をした時期です。ソ連、中国、東ドイツだとかが国際共産主義の論争をしてたんですけど、1960年12月に、81カ国の共産党・労働者党代表者の共同宣言が出た時期やね。

ところが、朝田委員長は中でも、スターリンが主導した封建論争というのを勉強された。それで京大の山岡亮一先生、経済学部の教授で最後は高知大学の学長でやめたけれど、その人は農業経済学が専門であって、僕も1年間その大学へ入れてもらった。

その山岡先生が翻訳した本、ソビエト論争・封建論争という本があって、そこで封建制度の問題、経済外的強制の問題、そういうのを朝田委員長はものすごく集中して勉強した。それで部落解放同盟の講座を開講したんです。今、狭山問題もすべてに影響しているのは、経済的仕組みとともに人々の伝統や習慣によって社会意識というものがあって、部落民の地位に対して圧力をかけているという。その人間の上部構造、社会的意識だから気分・感情、習慣や伝統に影響され

ているでしょう。

例えば、われわれは日本語で話しますね、日本語は社会意識でしょう。歴史的に継承されて誰もが理解できるものじゃないと、言語の機能が果たされない。だから言語というのは最も典型的な社会的意識で、変化し発展する。時代によって、滅びる言葉もあるし、新しくつくりかえられる言葉もあるけれど、でも、それは万人がそれを読めばある事実を認識できるからでしょう。言語の言語たるゆえんは、抽象的な記号になっているけれども、具体的事実があるわね。

朝田委員長がわれわれに教えてくれた理論の問題は、まさにそういう哲学の問題なんだ。私とこの田中支部の連中は子ども会もみな、わしの女房も含めて、まず、やらなきゃいけないことがある。経済学教科書の輪読です。マルクス・レーニン主義の基礎など、みんなこうして毎晩寄って、初め漢字も読めないんだね。その恩恵を受けてわれわれはみんな寄って勉強会をやった。

だから、朝田委員長の哲学の発展プロセスは、その後、世界哲学史、それから世界史、僕らもまねをして同じ本を買って、同じページに線引いていくとかしたけどね。それが源泉です。朝田委員長は非常に学問を重視された人です。自分の学歴は小学校卒業でした。大切なことは学歴じゃなくて、何をどう見るかということですね。何をみて生きることができるかということだと思う。

狭山差別裁判の問題は、そういう意味では部落民の全運命をかけた社会的地位の存在に関わる、その尊厳に関わる闘いだと僕は思ってたね。今もそう思っているけれど。だから非常にジャーナリス

ティックに評論家的に狭山を扱う人もおるかもしれないけれど、例えば冤罪事件のほかのいろんなものと、どういう点で共通点と違いがあるのかと。石川がターゲットにされた必然性は何なのかと部落問題として考える必要がある。

予断と偏見と一般的にいうけれど、政治的に困ったときにこれをターゲットにするという意図だってあり得る。だって人の命が尊敬されていないんだもの。

司会 朝田委員長に学ぶということも大事なんですけども、自らが自分で学んでいってほしいと思います。

僕が一番井本さんの話でよくわかったのは、死の恐怖にさらされていたというようなことは、僕も狭山に関する本を何度も読んだんやけれども、そういうことは感じなかった。それぐらい圧迫されていて、死に対する怯えというのも恐らく彼は石川はどこまでわかっていたのか？という感じはしていました。

それからもう一つ、やっぱり二つの行動の中でこの狭山差別裁判をとらえることで一番重要なことは、キーワードはやっぱり市民的権利の保障、難しい言葉で何遍も出てきますけれども、これは誰もが憲法で保障されている権利であるわけですから、市民として生きていくための権利を私たちは要求している。当たり前のことを当たり前で要求している。今問題になっているのは、非正規の職員、日雇いの問題はこれは明らかに差別の格差が生まれていっているということを私たちは見ていかなければならないと思いました。

参加者 僕は兵庫から来ました。今兵庫も財団の支援を受けながら、朝田委員長が言われる差別についての三つの命題

をわれわれの生活の中で具体的にとらえることが一番の課題になっている。京都の場合はこのように奨学生の集まりというような格好でやられていますけれども、我々のところではなかなかそういうことはできてなくて、どう今から若者を集め組織するかということが、大きな課題の一つになってまして、そういったことを中心にしながら、取り組んでいます。

きょうのこの狭山の問題も冤罪、今年も冤罪事件が一つ無罪になったというようなことがあったが、ややもすると冤罪一般の形でこの部落問題が動いていると危惧します。こういう事件の中でちょうどこういう映画ができたんで、前評判から言ったときに、部落問題がどこまで入っているのかなというのが非常にわれわれ自身の心配であって、この映画を上映するにあたって、やはり部落差別、きょうも出てましたですけども、部落差別をどういうふうにも映画の中に入れていくのかということは、大きな課題になりました。単に映画を上映するだけじゃなしに、その前に朝田委員長の遺稿の説明をしていこうと、こういう形の中で上映活動もやってきてます。

兵庫のほうも何とかこの朝田教育財団の奨学生に仲間を推薦していきたくと思っています。われわれは兵庫の西のほうの姫路で活動しています。何とかこの京都の大学に地元から奨学生を推薦していきたくと思っています。

参加者 途中から来たんですけど、映画を見させていただいて、自分の感想としては狭山事件の映画とかを見ている中で、ほかのところでも、いろんなところで活動している人らがいるなということを感じています。狭山事件とかそうい

うことも知れたというのはすごい大切なことやと思うので、もうちょっとまだ自分の中で、わかりきれてないところを…また自分に対して課題にしておきたいなと思いました。

司会 財団奨学生として合計63名ほど先輩がいます。まだまだ紹介したい人がたくさんいます。こんなこととしてはるのとか、もちろんこの事務局からも離れてしまって、めったに顔も合わさないし、連絡もしないという人がほとんどなんだけれども、でも、こうやって人づつにあの人こんなことをしているよとか、こんな仕事があるよとかいうことを聞けば、じゃ、それはぜひ今の学生さんたちに話を聞いてもらいたいなという人がたくさんいる。

一方で僕がきょうぜひとも思ってたのは、朝田善之助さんってどんな人ということもやっぱりその人柄ということを知りたいなということです。今日も初めに井本先生に語っていただいたし、次からも朝田善之助さんって、その本を読むだけではなしに、その当時どんなことをやっておられたのか、あるいは教えていただいたのかということを知る機会になるんじゃないかと思っています。



奨学生の近況 2015年度 前期

医療ソーシャルワーカーの 新たな役割についての一考察 —医療安全対策委員会への 関わりから—

S.U

このタイトルは、私の卒業論文のタイトルです。私は、医療ソーシャルワーカーとして病院で働くための要件として、社会福祉士の国家資格を取得するために大学に入学しました。その時から、卒業論文のテーマは「医療ソーシャルワーカーと医療安全について」と決めていました。しかし、なかなか執筆がはかどりません。卒論に向けた準備不足を痛感しております。ここで私の卒業論文の「はじめに」を紹介したいと思います。私の研究テーマが伝われば幸いです。

《医療事故が社会的関心として取り上げられるきっかけとなったのは、1999年1月の横浜市立大学附属病院で起こった手術時の患者取り違い事故と、同年2月に起こった東京都立広尾病院での誤点滴事故である。これら2つの医療事故により、マスメディアの医療事故に関する報道は急増し、市民の医療の安全に対する関心が高まった。これ以後、各病院は「医療安全対策委員会」等を設置し、医療安全対策業務に取り組んできた。しかしその取り組みは今だに十分な効果をもたらしていない。なぜなら、医療事故を患者

との紛争であると捉える医療職側の理解が、真の原因究明を妨げているのではないかと考えられるからである。

筆者は設備・医療資材担当として病院に勤務した経験がある。その時には、病院設備の改修や、安全対策を取り入れた医療資材の導入など、ハード面で関わってきた。しかし当時から、このような安全対策にはハード面よりソフト面、いわゆるヒューマンエラーに関する対策の強化が必要であると考えていた。それは、医療安全対策委員会のメンバーが主に医療職のみで、業務の効率化を優先していたため、医療安全そのものに目を向けていなかったからである。同時に医療職同士の「伝わっているはず」というコミュニケーション不足が、事故の減らない一因ともなっていた。

そこで本研究では、医療安全対策に着目し、そこに医療職以外の視点を入れることを論じてみたい。なぜならその視点を入れることは、患者や家族さらには職員の生活を守るという観点から、より安全対策の推進につながると考えたからである。具体的には医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）が医療安全対策委員として適任であると考えている。なぜならMSWは病院に訪れる患者やその家族の生活を第一に考え、治療中や療養中の困りごとを解決することが主たる役割となっているからである。すなわち患者

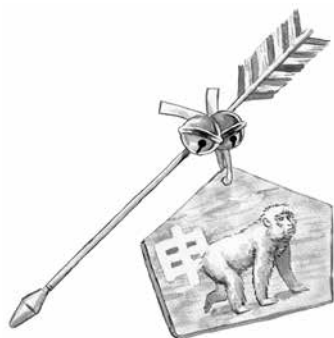
や家族の生活を視野に入れた、リスクマネジメントから医療安全を考えたとき、患者の代弁者として医療者に対し対等に安全対策について意見できる立場ではないかと考えるからである。

そのため本研究では、まず現在の医療安全対策の現状について検討し、医療職のみで構成される現状の「医療安全対策委員会」の限界について論じたい。その次にMSWの役割と業務を整理し、病院内での位置づけを明らかにする。そしてそのことをふまえ、実際に2名のMSWに対してインタビュー調査を行い、医療安全に関するMSWの新たな役割について分析し、医療安全に関わる意義について検討していきたい。》

いかがでしょうか。少しでもテーマが伝わりましたでしょうか。医療安全の中心には患者や家族の生活があり、それを医療・福祉の両方の視点で守ることが大切ではないかと思います。医療ソーシャルワーカーはその役割をしっかりと担えると考えています。

(大学 公共政策学部

福祉社会学科 4年生)



新たな夢

A.S

私は将来小学校の先生になることが夢だった。心の中ではスクールカウンセラーや特別支援の教諭にもなりたいと考えていた。今の大学では大学院に進めば、スクールカウンセラーにはなれる。だが、特別支援の教諭免許は所属大学ではとれないと1回生のときにいわれ、諦めていた。しかし、大学の講義などでその内容になるとすごく興味をひかれていた。

そして、つい最近、2日間であったが介護等体験という実習で特別支援学校へ行ってきた。2日間は本当に早く過ぎた。今、インターンシップで週1回小学校へ行っているがそこはまったく時間の流れ方がちがった。とてもゆっくりで心地よかった。気づいたらもう1日が終わっていた。私が担当させてもらった学級は6年生が修学旅行へ行っているということもあり、4年生1人、5年生2人、計3人であった。自分から話しかけてくれることはなく、自分ひとりで遊べない、なかなか言葉を発することがない児童たちであった。そのため、1日目は話しかけても全く反応がなく、まともに目をあわすこともなく、私も遠慮がちになり会話ができなかった。

先生方がいろいろと児童たちのことを教えてくれた。些細なことかも知れないが、昨日までできなかった事ができたら、先生方が精一杯心から喜んでいて、そんな光景をみて、なぜか私まで嬉しく

なった。そんな実習1日を終え、特別支援の教諭にやはりなりたいなと感じた。そして2日目はもっと積極的に話しかけて会話できるようになろうという目標をたててのぞんだ。朝、バスで児童たちが登校してくるのだが、担当の先生に1人の子のお迎えを頼まれた。次々と児童たちが下駄箱にやってくるのを見ながら担当学級の児童をまっていた。児童がようやくやってきたとき、その児童が私をしっかりと覚えていて笑顔で「先生おはようございます」と言ってくれた。そのとき心底嬉しくて、飛び跳ねたい気分だった。幸先のよいスタートを切れたと思った。

2日目の目標を達成すべく、担当学級の児童に何度も返事が返ってくるまでめげずに話しかけた。するとちゃんと反応し返してくれた。それだけではなく児童のほうから回数は少ないが話かけてくれたり、名前を呼んで遠いところから呼んでくれた。そして笑顔も見せてくれ、甘えてきてくれることもたびたびあった。こんな些細なことだけどなんともいえない達成感や感動があった。

しんどいことも多い現場ではあるが、やりがいを感じられる素晴らしい職業だと感じた。今は真剣に、本気で特別支援の免許を取得したいと考えている。そのために自分はどう動けばいいのかまで考え始めている。2日間の実習であったが得るものがたくさんあった。

(大学 臨床心理学部

教育福祉心理学科 3年生)

保育実習を終えて

K.K

前期は学校からの実習をがんばりました。私が今回設定した目標は2つあります。まず、1つ目は子ども一人ひとりのことをよく見て、その子が困ってる時や泣いている時などにその子どもに合った言葉かけやそのタイミングを考えて動くことです。この目標が達成できるよう一つずつ取り組んでいきました。

子ども一人ひとりとよく関わりその子どものことを理解しようとして、困っているときや泣いている時にその子に合った言葉かけをするように努力しました。その結果、子どもが納得してくれたり、その通りに動いてくれたり、泣き止んでくれたりしたので、その点は達成できたと思います。しかし、タイミングはとて難しくどんなに声をかけても聞いてくれないことや解決しないこともありました。そのときは少しそっとしてほしかったようで、少し見守ると泣き止んだり、解決したりしていました。タイミングが掴めてなかったので、その点は達成できませんでした。

2つ目は、社会に出ていくために必要なルールやマナーなどを子どもたちに関わる中で知ってもらい、自分の気持ちと折り合いをつけていけるように行動や言葉で教えていきたい、という目標をもって実習しました。子どもたちに関わる中でご飯のときやお昼寝のときなど、しっかりメリハリをつけなければならないと

ころは声をかけ、ルールを守っていけるようにしました。自由遊びの時でも自分の意見が通ることばかりではないということがわかるように関わっていきました。

私は保育士からアドバイスをさせていただいたり、関わりを見させていただいたことで、0歳児では、手遊び（歌と手の動作がひとつになった遊び）の大切さを学びました。泣いてしまったときや注目してほしいときに、手遊びをすることでびっくりして動きを止めたり、興味を持ってこっちを見たりすることを学びました。

3歳児では全日実習をさせていただき、主活動を計画するとき、主にやること以外にいくつかの計画をたてておくことが必要だと学びました。計画を立てておくことで、もし思っていた時間より早く終わっても他の活動に移ることができるといことがわかりました。このように実習に行きいろいろなことを学ぶことができました。この調子で保育士という夢を果たすため学業や実習などいろいろなことに取り組んでいきたいと思えます。

学習会についてですが、もっと奨学生同士で、意見の交換や最近取り組んでいることを話し合えるような場をつくってほしいと思えます。そしてもっと仲良くなっていけたらと思えます。

（大学 こども学部こども学科
保育士専攻 3年生）

障害者スポーツを学んで

T.M

学生生活も残り1年と少し。今までたくさんのお会いがあり、色々な勉強をした。なかでも一番勉強をしたいと思っていた「障害者スポーツ」について、現在の状況やこれからどうあるべきかなども少しではあるが勉強できた。

以前、私は車いすバスケットボール選手からお話を聞かせていただいた。その方は16歳で交通事故に遭い、下半身不随になってしまった。それまでは何不自由のない生活をされており、自分の周りには常にたくさんの友達がおり人気者だった。自分はそのまま幸せな生活を過ごせるものだと思っていた。しかし、気が付いたら病院のベッドの上。「今日から俺も障害者」としか考えられず、医者に「これから一生障害者で生きるくらいなら殺してくれ」と何回何十回と頼んだ。絶望だった。

ある日、友達がお見舞いに来てくれたそうだ。友達は彼の足をみるなり「動かないの？じゃあ歩けないの？」と聞いてきた。「歩けない」そう一言返した瞬間、友達が豹変し「じゃあ生きる意味ないじゃん。これから一生車いすだろ？そんな奴友達なんかじゃねえ」と言い、帰っていった。それからというもの、今まで周りにいた友達が1人もいなくなった。心の底から死にたいと思ったと話してくれた。

退院し、車いすでの生活が始まった。今まで1人で乗っていた電車、バス、車

にも誰かの助けがないと乗れない。その度に周りからの冷たい視線が自分に突き刺さる。こんな思いをするくらいなら一生家の中で暮らしていく方がまじだと思ひ、気が付けば家に閉じこもる生活を送っていた。定期検診の時くらいしか外には出なかったらしい。しかし、外に出れば、「車いすだ。かわいそう」「障害者の分際で話しかけてくるな」と言葉を浴びせられていた。その時初めて「差別」という問題が胸に刺さったと話してくれた。

生きる希望を見失い、自分はこれからどう生活を送っていこうかと悩んでいた時、病院で1人の男性に会う。その方は車いすバスケットボール選手で全国大会にも出場した強豪チームの人だった。「君も車いすバスケやらない」と声をかけてくれた。興味本位でその人のチーム練習を見学させてもらった。見た瞬間、からだ全身に電気が走った。車いす同士がぶつかり合う音、激しいプレー、みんなの真剣な眼差し。気が付けば監督に「俺も入れてください」と頼みに行っていた。その日から、車いすバスケ中心の生活になった。毎日毎日練習やトレーニングをし、今ではチームのリーダーを任せられるようになった。

「事故にあった瞬間は絶望だった。しかし、今では本当の仲間、友達ができた。そして、車いすバスケにも出会え、健常者だった頃よりも何十倍も楽しい人生」と輝かしい目で話してくれた。今では、たくさんの場所で「障害者について」や「差別について」などの講演会をされて

いる。

私はこのお話を聞き衝撃を受けた。絶望から立ち直り、今ではトップのプレーヤーになられていることも素晴らしいと思ったが、世の中の冷たい態度には絶望的だった。障害を抱えただけで「友達じゃない」「障害者の分際で話しかけるな」など、この世のものとは思えない言葉を現在の人間は平気で口にする。五体満足の私達でも、いつ、どこで、何かに遭い障害者になるかも知れない。五体満足のこの体は奇跡であり、当たり前なんかではない。ということを経験した人たちは分かっていない。「歩けることが当たり前」「ご飯を口から食べられることが当たり前」と勘違いしている。現在の教育現場も間違っている。今の子どもは平気で「ガイジ（障害児）キモイ」「こいつ話せへんで！死ね」などと口にする。それを大人は注意しない。こんな世の中で本当にいいのだろうか。

もっとたくさんの人が「障害者差別」という問題に目を向けるべきだ。今の生活が幸せなこと、一日一日を生きられることは幸せなことだということをもっとたくさんの人が気づき、感じていくべきである。そうすることで障害者差別もなくなり、みな平等な世界になっていくと私は思う。

今の生活を当たり前とっていないか、一日一日を感謝して生きているか。少しでも考えられるような人になってほしい。

(大学 スポーツ学部 3年生)

学習会創設40周年を迎えて 西播磨部落問題学習会

藤原 四郎

はじめに

朝田善之助（元部落解放同盟中央執行委員長・財団初代理事長）のご指導によって創設された西播磨部落問題学習会（以下、「学習会」という）も昨年12月で創設40周年を迎えることが出来ました。

創設以来今日に至るまで、学習会に対して、物心両面にわたって多大なご支援をいただいています朝田教育財団及び関係者の皆さんに感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

また、昨年末に開催いたしました「学習会創設40周年記念行事」には笹原義廣財団事務局長をはじめ理事・評議員の皆さんを含め、京都からも多数ご出席していただき、激励のお言葉をいただきました。本当にありがとうございます。

創設の時期

学習会の創設は、当時の部落解放運動の状況を反映して「必然的」なものでした。

その当時の状況について学習会の前田光男前会長の談によると「当時の部落解放運動は急速な量的拡大に伴う相対的な質的低下のなかで、混迷を深めていました。兵庫県においても部落解放運動をめぐる状況は『分派問題』と呼ばれる組織問題が発生し、部落解放運動は一定の混乱した状況にありました。そうした時に、京都においてはすでに朝田善之助元部落解放同盟中央執行委員長の指導によって、部落問題の理論学習会が行われ



ておりました。そして兵庫の地においてもその必要性が説かれ、学習会の発起人である大島二郎氏と根本親良氏等とともに京都の朝田委員長を訪ね学習会の開始にあたってご指導を得ました。その時に紹介されたのが後藤晨次先生でした。朝田委員長をお訪ねした日もちょうど京都の青年学習会が行なわれていた日で、そのときその学習会で後藤先生が講義をしておられ、それが最初の出会いでした。学習会が終わった後に、後藤先生も交えて、兵庫での学習会についていろいろ話し合いをしました。朝田委員長の結論は『とにかくやれ』ということでした。そして、講師はこちらから派遣するから交通費と弁当代だけはみてやってくれということでした。当然、メインの講師は後藤先生にお願いすることになりました」

そして、1976年12月に最初の学習会が香寺町広瀬の「ふれあい会館」で開催されました。

学習会の目的・経緯

このように学習会の目的は、部落解放

運動に蔓延していた「物取り・功利主義」を克服し、正しい部落解放運動を組織すること。そのために「部落解放運動50年の歴史と伝統に学ぶ」こと、そして「部落問題を社会科学の観点で捉え、部落差別の現実を客観的に明らかにする」ことでした。

学習内容も、部落解放運動上の基本的な文献を始め、解放運動史上闘われた主要な闘争の糾弾要綱、闘争経過等の資料に基づいて行ってきました。

例えば「水平社解消意見書」「部落委員会活動について」等（学習会ニュース縮刷版の第1巻17号「部落解放運動史を学ぶための学習資料」、「学習資料」全3巻）や、朝田委員長の「解放運動の基本認識」、さらに社会科学の基本的な考え方である「カテゴリー」等について学習してきました。それらを通して、教育問題をはじめとして時宜にかなった問題を取りあげ学習会ニュース等で紹介してきました。

また、後藤晨次先生のご指導により「部落問題を広く市民に発信する」ということで「部落問題講演会」を開催し現在38回に至っています。

こうした取り組みが西播磨地域に於いて部落問題についての見識として一定の影響を持っているのではないかと自負しています。

一方で、学習会40年の歩みの中で、学習会参加者自身の生活の変化があります。

部落差別の本質が「市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていない。なかでも就職の機会均等が保障されず主要な生産関係から除外されている」といわれるように、我々自身の社会的位置づけが常に問題になっています。私たちはそ

のことを自覚し、常に学習を積み重ね自らの社会的位置づけの変化（向上）を目指して取り組んできました。

その結果、ある地域では同一学年で「教師が4人」も誕生するなど、大きな成果もみられます。若い世代の成長とともに部落解放運動の今後に大きな期待が寄せられています。

これからの取り組み（課題）

学習会の課題は、何よりも学習活動と地域活動とを結びつけて、部落差別の現実を客観的に明らかにしその解決にむけた方向性を示すことにあります。そのためにも学習会ニュースの充実と講演会活動を通して部落問題を広く発信していくことにあると思います。

さらに、学習会では現在「朝田善之助全記録」全55巻に掲載された朝田委員長の「部落解放運動の伝統～戦後の理論的発展～」と題する「遺稿・草稿」から「学習テキスト」をまとめ学習しています。

また、後藤晨次先生が亡くなる前に学習会に託された「朝田委員長に学ぶ部落問題」（仮題）というものがあります。このテキストはすでに学習を終えています。あらためて学習をし直し「学習テキスト」として形にすること、併せて朝田委員長が「青年学習会」等で語られた「語録」が後藤先生の「メモ」として「学習のとも」に掲載されています（一部は「追悼朝田善之助」に収録）。これらを「学習テキスト」という形で、より多くの人活用できるようにしていかなければなりません。

今後とも、学習会に対するご支援ご協力をよろしくお願いします。

（西播磨部落問題学習会 会長）

全国人権・同和教育研究大会に参加

榎村 博純

2015年11月21、22日、長野県において開催された第67回全国人権・同和教育研究大会に部落問題学習会の研究活動として参加してきました。100以上の団体が発表しますので、毎年どの報告を聞くかで迷うところなのですが、今年は私の出身校・藤森中学校が報告するとのことで、その分科会に参加しました。

「人権確立をめざす教育の創造 部落問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざす教育をどう創造しているか」の分科会での報告は「地域に根差した人権教育の実践例から－『竹田の子守唄』に関する学習を題材に－」と題した報告でした。学習の意義を「地元から生まれた歌であり、同和地区にルーツをもつ生徒も、そうでない生徒も、地元に対して誇りをもってほしいということ。」

「自分たちの身近なこととして差別問題をとらえ、部落差別の理不尽さと醜さを歌から感じさせ（感性にうったえる）差別に対して声をあげる（行動する）ことの大切さを考えさせること」の2つをあげ、人権教育の時間として年に2回、3時間の学習を実施している。学習の内容としては、地元の部落解放同盟改進黨支部女性部のコーラス隊を学校に招き、その活動について生徒たちが直接質問をして話を聞き、人権について、部落差別について考えるというものでした。1970年代にヒットしたフォークソング「竹田の子



守唄」の舞台が竹田の被差別部落です。この「竹田の子守唄」はメディアの自主規制により殆ど放送されなくなりました。しかし部落解放同盟改進黨支部女性部は、この「竹田の子守唄」の「元唄」を復元し、自らもコーラス隊を結成し活動を続けています。

報告は地元の被差別部落を教材とすることの困難さや、それによって生徒たちがどのように変容したのかということを中心に進められました。報告の後の質疑応答では、会場から「同和地区にルーツをもつ生徒という記述が見られるが、部落差別を過去のものとして、捉えているのか？」や「部落出身生徒の一部が、コーラス隊の来校に拒否反応を示したそうだが、地元部落との連携は計れていたのか？」などの意見が出され、議論が深められていきましたが、その議論の中ではしばしば、差別に出会ったとき、どう対応できるかということが、問題となりました。差別に出会ったときそれを跳ね返す

力を育てなければならないということです。差別に出会ったときにおかしいと思うこと、訴えることは大切なことです。しかし、それだけでこの問題は解決しません。ここでいう差別は、「差別的言動」でしかありません。これでは差別を観念として捉えており、その対応は、「差別をしない、させない」心がけの教育に終わってしまい、部落差別の解決に結びつかないのではないかと感じます。

さらに、報告では「中学校の教育で培いたいのは、社会で通用する力である。それは困難に立ち向かう力でもある。教科の学習のみならず、人権学習を中心にあらゆる学校教育の場面で、生徒たちがそのような力を身につけるために、恒常的な教育支援を続けたい」と結んでいます。これも生徒の何を培いたいのかが、私には今ひとつわかりません。

私が藤森中学校で学んだ頃は、京都市が積極的に「同和」教育を行っていた時期でした。私の記憶に残る、その「同和」教育の内容とは、学習センターでの補習、追加の宿題などです。成績の良し悪しに関係なく、部落の生徒は、毎日2時間の補習をうけました。今日の勉強が遅れている子供に対する補習とは意味合いが異なります。

これらの取り組みは、「部落の生徒が置かれている低学力の実態こそが、差別である」と捉えた結果、取り組まれた補習だったのです。私などは、評定平均3の普通学力の生徒でしたが、この補習による徹底的な指導により、高校受験直前で、一気に評定平均4まで成績があがり

ました。つまり、部落差別によって制約されていたため出せなかった本来の実力を出すことができたのです。私に起きたような成績の上昇や、好転的な変容が、かつての「同和」教育の現場では沢山みられたのだらうと思います。部落差別に制約された生活環境の中では、部落の生徒が本来持っている半分くらいの実力しか出せないでいる事を、こういった実例が証明しているのです。

しかし、このような取り組みは、もうありません。私が気になったのは、報告に出てきた部落の生徒たちが、本当の実力を出し切れているのかという事です。実力を出しきれずにいる子供たちを、限界まで伸ばしてやるのが、直接的にその子の将来の生活を、ひいては人権をまもることに繋がるのではないのでしょうか。「社会で通用する力、困難に立ち向かう力」こそ、「学力」そのものではないのでしょうか。

これからの「同和」教育を担う若い先生方には、部落の生徒の学力を伸ばして自信をつけさせる事に、知恵を使ってほしいものです。なぜなら、「差別に負けない事とは、勉強に負けない事だ」と言うからです。

この度は、長野全国人権・同和教育研究大会を通じて、「同和」教育の意義を再認識することができました。今後とも、朝田教育財団の部落問題学習会の活動にご支援、ご協力のほど、宜しくお願いいたします。

(奨学生の卒業者・評議員)

朝田教育財団 奨学生 2016年度 募集

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、1981年に朝田 善之助（元・部落解放同盟 中央執行委員長）が設立した財団法人です。公益目的の奨学事業として、部落問題の解決に寄与する意志を有する学生などに、高等教育の就学を支援しています。

奨学生の種類	1. 大学院奨学生 2. 大学奨学生 3. 前各号に準ずる奨学生（短期大学生、高等専門学校生など）
奨学金の額	次の1または2の額のうち、いずれかを選択できます。 1. 月額 50,000 円（年額 600,000 円） 2. 月額 80,000 円（年額 960,000 円） ただし、その年度の奨学金予算および採用人数により、奨学金の額を減額して採用を決定することがあります。
貸与期間	原則として、正規の最短修業年限です。
返還方法	貸与終了後の6カ月を経過した翌月から、20年以内に、奨学金の全額を無利息で返還します。
募集人員	（新規採用）若干名
対象者 応募資格	部落出身者 または 部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、次の1または2に該当する者 1. 京都府内に（法人本部の）ある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（独立行政法人 高等専門学校 4年生以上）に在学している者 2. 京都府を出身地とする者で、京都府外にある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（1に同じ）に在学している者
応募書類	1. 奨学生願書（朝田教育財団所定の様式） 連帯保証人と連署 2. 推薦書（朝田教育財団所定の様式） 大学などの学長、学部長、専攻学科長、指導教授、 高等学校の学校長 もしくは 朝田教育財団役員などによる推薦 3. 在学証明書（または 合格証明書） 4. 部落問題をテーマとする小論文 （2000字以上、A4サイズ原稿用紙 または それに準じた様式） このうち「奨学生願書」「推薦書」は朝田教育財団までご請求ください。
参考図書	『新版 差別と闘いつづけて』 朝田善之助、朝日選書145、朝日新聞出版、1979年
応募締め切り	2016年4月25日 なお、募集人員に欠員が生じた場合は、その年度途中であっても応募を受け付けます。詳細はお問い合わせください。
選考方法	第1次：書類審査 第2次：面接審査（2016年5月中下旬ごろ）
採用通知	2016年6月下旬ごろ（予定）

公益財団法人 朝田教育財団 Asada Educational Foundation

606-8425 京都市左京区鹿ヶ谷西寺ノ前町 33 番地 1

Office Address 33-1 Nishiteranomae-cho, Shishigatani, Sakyo-ku, Kyoto 606-8425, Japan

Website URL <http://www.asada.or.jp>

E-mail Address office@asada.or.jp

Phone 075-751-1171

Fax 075-751-1789